

平成30年3月30日

各 部 長
出 納 局 長
企 業 局 長
教育委員会教育長
警 察 本 部 長

} 殿

土 木 部 長

(公 印 省 略)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて (通知)

このことについて、平成25年9月27日付け事管第207号で通知していた「主任技術者の専任要件の緩和措置について」は廃止しますので、承知願います。

なお、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 緩和措置の内容

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者が工事を兼務できます。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合があります。

2 兼務可能な工事件数

原則2件程度とします。

3 兼務対象とする工事

宮城県内のすべての工事とします。

4 点在する複数の施工個所を合併した工事の取扱い

兼務をしようとする工事個所と最も近い工事個所を距離算定の基準とすることができます。

5 入札参加資格審査時の提出書類

落札候補時に別紙様式「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとします。

6 本運用の適用時期

平成30年4月2日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

7 その他

(1) 上記の取扱いは下請負人にも適用できるものとします。

(2) 具体的な兼務の可否については、別添の配置例を参照願います。

担 当：事業管理課

建設業振興・指導班 伊藤

電 話：022-211-3116

Email：ito-ma367@pref.miyagi.lg.jp

事 管 号 外

平成30年3月30日

部内各課（室・所）長 殿

事業管理課長

（公 印 省 略）

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて（通知）

このことについて、平成25年9月27日付け事管第207号で通知していた「主任技術者の専任要件の緩和措置について」は廃止しますので、承知願います。

なお、建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件については、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 緩和措置の内容

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者が工事を兼務できます。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合があります。

2 兼務可能な工事件数

原則2件程度とします。

3 兼務対象とする工事

宮城県内のすべての工事とします。

4 点在する複数の施工個所を合併した工事の取扱い

兼務をしようとする工事個所と最も近い工事個所を距離算定の基準とすることができます。

5 入札参加資格審査時の提出書類

落札候補時に別紙様式「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとします。

6 本運用の適用時期

平成30年4月2日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

7 その他

(1) 上記の取扱いは下請負人にも適用できるものとします。

(2) 具体的な兼務の可否については、別添の配置例を参照願います。

担 当：建設業振興・指導班 伊藤

電 話：7-220-8-3116 (防災無線)

Email : ito-ma367@pref.miyagi.lg.jp

平成30年3月30日

各 市 町 村 長 殿

(建設工事担当課扱い)

宮 城 県 土 木 部 長

(公 印 省 略)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて (通知)

本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におけるこのことについて、平成25年9月27日付け事管第207号で通知していた「主任技術者の専任要件の緩和措置について」は廃止しますので、承知願います。

なお、本県における建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 緩和措置の内容

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者が工事を兼務できます。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合があります。

2 兼務可能な工事件数

原則2件程度とします。

3 兼務対象とする工事

宮城県内のすべての工事とします。

4 点在する複数の施工個所を合併した工事の取扱い

兼務をしようとする工事個所と最も近い工事個所を距離算定の基準とすることができます。

5 入札参加資格審査時の提出書類

落札候補時に別紙様式「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとします。

6 本運用の適用時期

平成30年4月2日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

7 その他

(1) 上記の取扱いは下請負人にも適用できるものとします。

(2) 具体的な兼務の可否については、別添の配置例を参照願います。

担 当：事業管理課

建設業振興・指導班 伊藤

電 話：022-211-3116

Email：ito-ma367@pref.miyagi.lg.jp

平成30年3月30日

一般社団法人宮城県建設業協会 会長
財団法人宮城県建設業育英基金 理事長
一般社団法人仙台建設業協会 会長
一般財団法人みやぎ建設総合センター 理事長
一般社団法人宮城県建設専門工事業団体連合会 会長
一般社団法人宮城県造園建設業協会 会長
一般社団法人みやぎ中小建設業協会 会長
東日本建設業保証株式会社宮城支店 支店長
一般社団法人日本建設業連合会 東北支部長
一般社団法人全国特定法面保護協会 東北地方支部長

殿

宮 城 県 土 木 部 長

(公 印 省 略)

建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて (通知)

本県の建設行政の推進につきましては、日頃格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県におけるこのことについて、平成25年9月27日付け事管第207号で通知していた「主任技術者の専任要件の緩和措置について」は廃止しますので、承知願います。

なお、本県における建設業法施行令（昭和31年8月29日政令第273号）第27条第2項に定める専任の主任技術者の兼務の要件は、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日付け国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知）に従い、下記のとおり取り扱うこととします。

記

1 緩和措置の内容

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者が工事を兼務できます。

なお、施工にあたり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合があります。

2 兼務可能な工事件数

原則2件程度とします。

3 兼務対象とする工事

宮城県内のすべての工事とします。

4 点在する複数の施工個所を合併した工事の取扱い

兼務をしようとする工事個所と最も近い工事個所を距離算定の基準とすることができます。

5 入札参加資格審査時の提出書類

落札候補時に別紙様式「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出するものとします。

6 本運用の適用時期

平成30年4月2日以降に入札公告又は指名通知する工事から適用します。

7 その他

(1) 上記の取扱いは下請負人にも適用できるものとします。

(2) 具体的な兼務の可否については、別添の配置例を参照願います。

担 当：事業管理課

建設業振興・指導班 伊藤

電 話：022-211-3116

Email：ito-ma367@pref.miyagi.lg.jp

様式

専任を要する主任技術者の兼務届出書

平成 年 月 日

宮城県知事（又地方公所長） 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札公告に示された条件に従い〇〇〇〇工事の現場に配置する専任を要する主任技術者について、下記の工事を兼務させるので届け出ます。

記

1 兼務する工事

発注者	
工事番号	
工事名	
工期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
施工箇所	

- 注 (1) 専任を要する監理技術者については他の工事を兼務できない。
- (2) 応札する工事又は兼務する工事において、受注者の責によらないやむを得ない事由により、専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合は、応札する工事における技術者の途中交代を認める。
ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

2 兼務箇所図

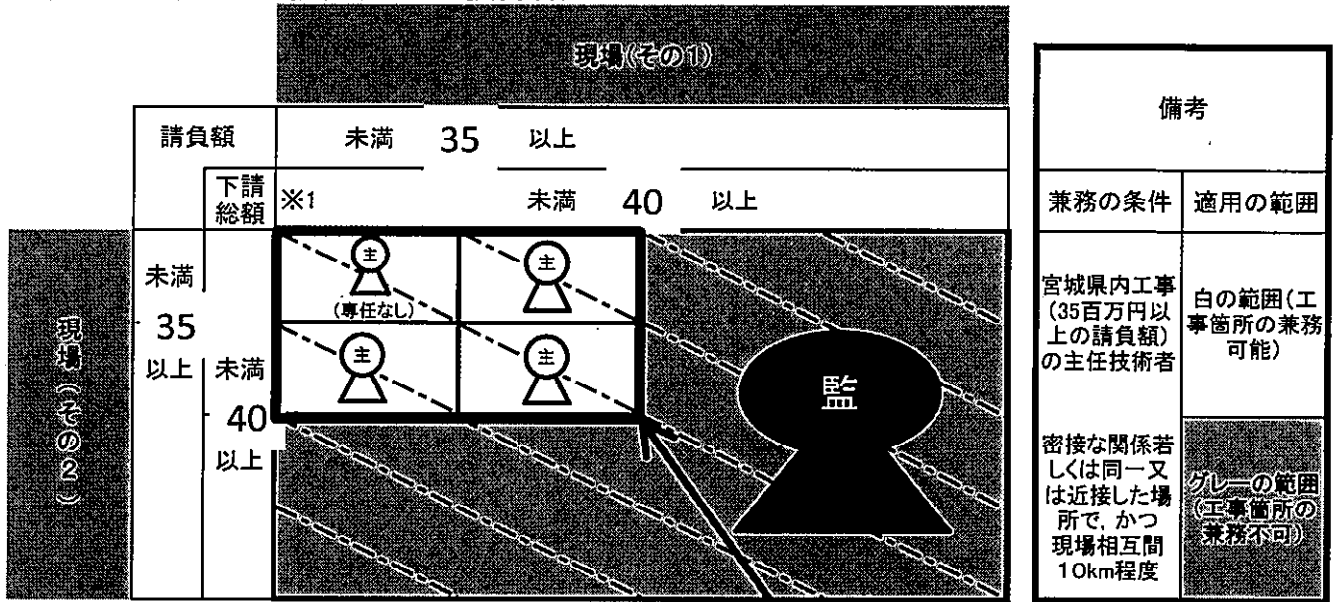
- 注 (1) 事務所管内図等を使用し、枠内に応札する工事と兼務する工事の箇所を記載する。
- (2) 応札する工事と兼務する工事が同一箇所である場合は、事務所管内図等を使用せず枠内に「同一箇所における兼務」と記載することで足りるものとする。

工事2箇所を兼務する際の技術者等の主な配置例 (建築一式工事を除く)※

※建築一式工事は、主任技術者専任 契約額:7千万円以上。 監理技術者配置 下請総額:6千万円以上。

●技術者配置(主任技術者・監理技術者)

単位:百万円(税込)



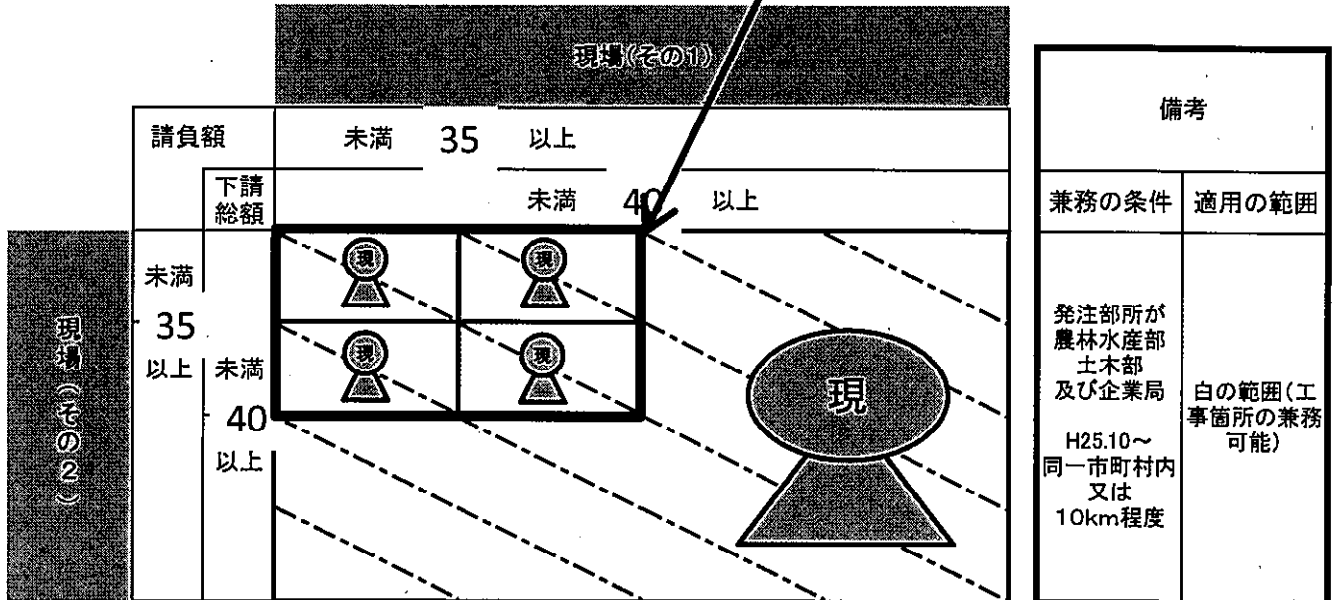
※対象工事:宮城県内の工事



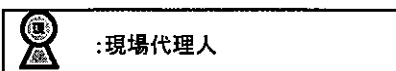
技術者が現場代理人を兼務しかつ、2現場を兼務できる組合せ

●現場代理人配置

単位:百万円(税込)



※対象工事:県(土木部・農林水産部・企業局)が発注する工事



関連規則等

※1 下請総額(税込)40百万円以上の場合、監理技術者を配置・・・建設業法

復興JV工事で2箇所を兼務する際の配置技術者の主な配置例

●復興JV工事で兼務する場合

			復興JV現場(その1)			
復興JV現場(その2)	配置技術者	専任・非専任	主任技術者(代表者)	監理技術者(構成員1)	備考	
			非専任	専任	兼務の条件	適用の範囲
			請負額※		3千万円～22.9億円未満	
復興JV現場(その2)	主任技術者(構成員1)	非専任	主	主	専任を求めない構成員の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)
	監理技術者(代表者)	専任	監	監	復興JV同士の現場に限る	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)



主任技術者が兼務できる工事の組合せ

※建築一式工事は5千万円～22.9億円

●通常工事と兼務する場合

単位: 百万円(税込)

			復興JV現場(その1)			
通常現場(その2)	配置技術者	請負額	主任技術者(代表者)非専任	監理技術者(構成員1)専任	備考	
			3千万円～22.9億円未満		兼務の条件	適用の範囲
			下請総額		特に規定なし	
通常現場(その2)	未滿 35	未滿 40	(専任なし) 主	主	宮城県内工事(35百万円以上の請負額)の主任技術者	白の範囲(工事箇所の兼務可能)
			主	主		
	以上	以上	監	主	密接な関係若しくは同一又は近接した場所、かつ現場相互間10km程度	グレーの範囲(工事箇所の兼務不可)
			監	主		

※対象工事: 宮城県内の工事

※通常工事: 単体企業が施工する工事(特定JV, 復興JVを除く)

※監理技術者となる下請総額: 建築一式工事は6千万円以上

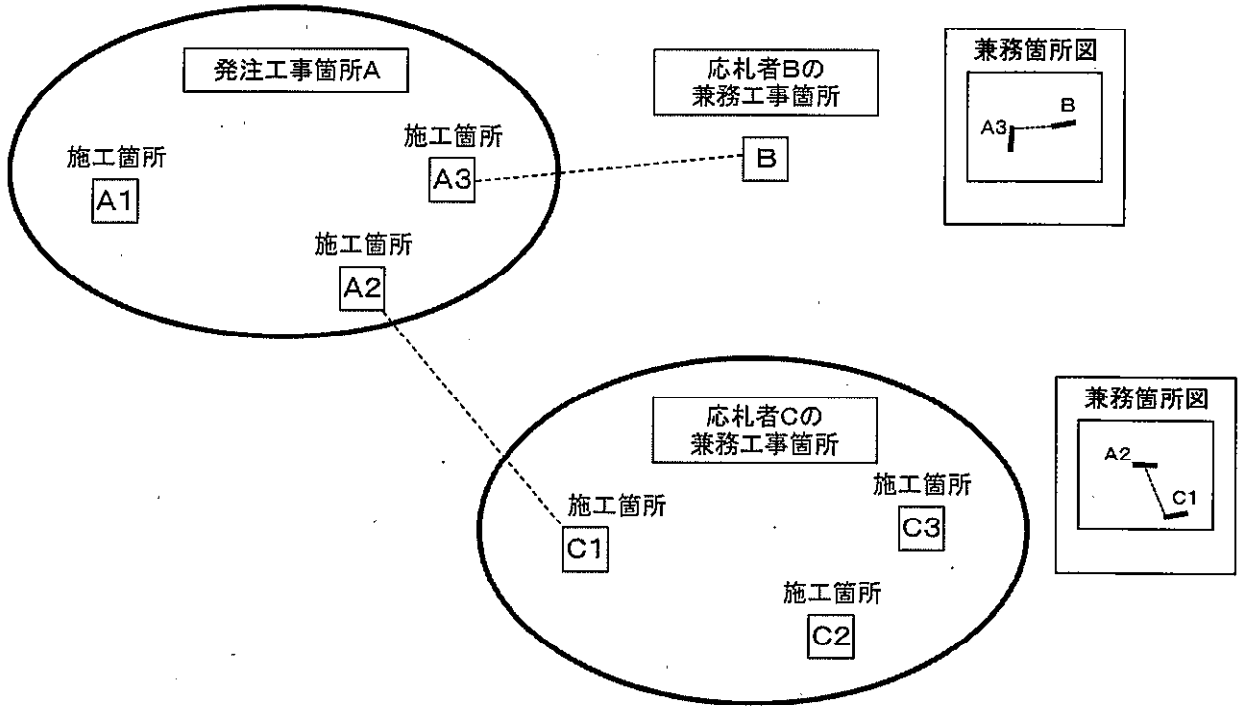


関連規則等

※1 下請総額(税込)40百万円以上の場合、監理技術者を配置・・・建設業法

点在する複数の施工箇所を合併した工事の取扱い

複数の施工箇所のうち、兼務をしようとする工事箇所と最も近い施工箇所を距離算定の基準とすることができるものとする。



発注者の判断により距離算定の基準とする施工箇所を別に指定できるものとする。

※施工規模が極端に大きい箇所と小さい箇所を合併して発注し、主たる施工箇所を距離算定の基準とすることが好ましいと発注者が判断した場合など

